

6月29日付け質問に対する回答

	質 問	回 答
1	<p>参考資料4 1 - (1) - アの表中、日中活動支援の成人生活訓練について、生活訓練の訓練対象が知的障害者として記載されていない。障害者総合支援法上、高次脳機能障害者も生活訓練の対象となるはずなので、そのように考えてもよろしいか。</p>	<p>お見込のとおり</p>
2	<p>参考資料5 想定収支【支出】について、表題の下に、「消費税及び地方消費税(8%)を含む」との記載がある。</p> <p>今後、消費税率の引上げが想定される状況の中、科目「病院経費・公課費」については、平成28年度以降の10年間、97,118千円と同額を計上なされていることから、今回は消費税率の引上げは見積もられていないのか？</p>	<p>消費税については8%で算定している。</p>
3	<p>申請要項16頁(7)情報システムの管理について、「情報システム等を用いて、個人情報等の管理業務状重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等…」と記載があるが、これに係る費用については、措置されているか。</p>	<p>申請要項13ページ及び参考資料5に記載の指定管理料は、上限額を示したものである。示した金額の範囲内で必要な業務を実施する収支計画により申請されたい。</p>
4	<p>参考資料5 想定収支【支出】について、28年度、29年度～31年度及び32年度～37年度の3つの区分で人件費支出が固定となっているが、昇給やベースアップは考慮しないのか。賃金構造基本統計調査は毎年度の実態を反映しているはずだが、なぜ人件費支出の額が固定となっているのか。10年間指定管理期間の給与を25年の調査結果の額を基に算定して固定する理由は何か。</p>	<p>申請要項13ページ及び参考資料5に記載の指定管理料は、上限額を示したものである。示した金額の範囲内で必要な業務を実施する収支計画により申請されたい。</p>
5	<p>参考資料5 人件費積算内訳(県が想定する職員数)について、現在配置している職種で県が想定する29年度以降の配置数にない職種が担っていた業務は別の職種が担うのか。その場合、なくなった職種の業務量を加味した想定配置数となっているのか。</p>	<p>必要な業務量について参考資料5「人件費積算内訳(県が想定する職員数)」のとおり常勤職員を配置している。</p>

6	<p>申請要項 2 頁 (5)リハセンターの再整備「ア福祉施設」平成 28 年 4 月の定員が学園成人 60 人、身障 70 人となっているが、福祉施設運営事業収入の想定は、平成 28 年度～37 年度まで変わっていないので、平成 28 年 6 月の新棟移転前から、実態の定員は、学園成人 30 人、身障 50 人という解釈でよろしいか。</p>	<p>収入算定上は、現行の七沢学園（成人）30 名、七沢更生ライトホーム 50 人としているが、新福祉棟に円滑に移行できる提案内容としていただきたい。</p>
7	<p>参考資料 5 人件費積算内訳(県が想定する職員数)</p> <p>県の人件費積算内訳に、県が想定する職種別職員数が記載されている。運営にあたっては、県の指定管理料の範囲で、県が想定する職員数を上回る配置を行い利用者サービス向上を図っても良いか。</p>	<p>お見込のとおり。ただし、申請要項 14 ページに記載のとおり、指定管理料は、提案された金額に基づき予算調整を行い、県議会における予算の議決を経て、年度協定において確定するため、指定管理者が事業計画を作成するにあたり配置した人員が保証されるものではない。</p>
8	<p>6月5日付け質問に対する回答に対する質問事項</p> <p>【人件費について(職員)】(2)平成 32 年度～平成 37 年度 人件費単価の補正及び勤続年数の補正は、どのような考えに基づき行ったのか。</p>	<p>6月5日付け質問に対する回答に記載のとおり「全国平均を神奈川県平均とするため」及び「リハ事業団の平均勤続年数実態に応じたものとするため」補正した。</p>
9	<p>医師は、医師の職種別表を使っているようだが、他の職種は単独職種の表ではないようである。なぜ、職種別の表を使わないのか、職種ごとにご回答いただきたい。</p>	<p>申請要項 13 ページ及び参考資料 5 に記載の指定管理料は、上限額を示したものである。示した金額の範囲内で必要な業務を実施する収支計画により申請されたい。</p>
10	<p>賃金構造基本統計調査は全国の医療福祉分野の賃金の平均データを集計したものだが、募集要項本文 2 ページ「(5)リハセンターの再整備」では、「民間では対応が困難な医療・福祉サービスの提供」と記載されている。民間で対応が困難な事業を行う職員の給与を民間賃金の調査結果に当てはめて算出することは矛盾していないか。現在のリハ事業団の職員の給与を基に算出するべきではないか。</p>	<p>申請要項 13 ページ及び参考資料 5 に記載の指定管理料は、上限額を示したものである。示した金額の範囲内で必要な業務を実施する収支計画により申請されたい。</p>
11	<p>【診療報酬や支援費の単価、与件について】</p> <p>6 月 5 日付け質問事項の回答について、更に詳しくご回答いただきたい。入院収入のうち、入院基本料やリハ訓練単価などの内訳を示していただきたい。</p>	<p>申請要項 13 ページに記載の指定管理料を上限額とし、具体の収支計画は申請者の考えに基づき作成していただくものであるので提示する必要はないと考える。</p>